

意見が明確に否定された場合の禁反言の適用

～明確に否定された場合、放棄には当たらない～

中国知的財産権訴訟判例解説（第67回）

曹桂蘭、胡美玲、蔣莉、蔣浩天
再審申請人（一審原告、二審被上訴人）

重慶力帆自動車販売有限公司
再審被申請人（一審被告、二審上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

禁反言の法理については、司法解釈〔2009〕第21号第6条に以下のとおり規定されている。

第6条 特許出願人、特許権者が特許授權または無効宣告手続において請求項、明細書について補正または意見陳述することによって放棄した技術方案について、権利者が特許権侵害紛争案件において改めてこれを特許権の技術的範囲に加えた場合、人民法院はこれを支持しない。

すなわち、審査及び審理過程において出願人・権利者が補正または意見書にて放棄した範囲については、もはや権利主張はできないこととなる。

本事件では出願人が審査段階で主張したものの審査官に当該主張が否定された技術方案について禁反言が成立するか否かが争点となった。

最高人民法院は、明確に否定されているとして禁反言が成立し特許権侵害が成立しないとした江蘇省高級人民法院判決¹を取り消した²。

2. 背 景

(1) 特許の内容

蔣小平氏（原告）は、シャークフィンアンテナと称する発明特許第200710019425.7号（以下、425特許という）を所有している。425特許は、2007年1月23日に国家知識産権局に出願され、

1 江蘇省高級人民法院判決（2016）江民終161号

2 最高人民法院2017年12月22日判決（2017）最高法民申1826号